

(案)

令和6年度

関東支社管内気象予測業務

特記仕様書

令和6年4月

東日本高速道路株式会社

関東支社

目 次

第1章 総 則

1-1	業務概要	1
1-2	適用する共通仕様書等	1
1-3	用語の定義	1
1-4	管理技術者	1
1-5	担当技術者	1
1-6	完了検査	2
1-7	一部完了検査	2
1-8	部分引渡しへの指定部分	2
1-9	成果品	3
1-10	その他事項	3

第2章 業務細部に関する事項

2-1	気象予測	4
2-2	報告書作成	6
2-3	打合せ	7
2-4	オンライン気象情報提供	7
2-5	携帯電話による気象情報提供	9
2-6	ホームページ気象予測情報提供	10
2-7	ホームページテロップ情報提供	11
2-8	報告書印刷製本費	11
2-9	補足事項	12

(提出書類の様式) ※提出書類の様式は全てA4判(JIS規格)とする。

様式第1号 担当技術者届

(添付資料)

- 別表-1 気象観測データ
- 別表-2 予測区間及び予測期間
- 別表-3 記録的短時間大雨情報配信設定

第1章 総則

1-1 業務概要

1-1-1 業務概要

本業務は、道路気象情報を利活用して東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO」という。）関東支社（以下「支社」という。）が行う雪氷対策及び異常気象対策をより円滑かつ効果的に実施し、適切な道路の維持管理及び建設に資することを目的とした、気象予測及び気象に関する情報提供を行うものである。

1-1-2 業務範囲

(1) 業務名 令和6年度 関東支社管内気象予測業務

(2) 路線名 1) 供用中路線

東北自動車道（川口JCT～白河IC）、関越自動車道、上信越自動車道、中部横断自動車道（佐久小諸JCT～小諸御影TB）、常磐自動車道（三郷JCT～いわき勿来IC）、東関東自動車道（高谷JCT～潮来IC、鉾田IC～茨城町JCT）、新空港自動車道、館山自動車道、長野自動車道（安曇野IC～更埴JCT）、東京外環自動車道（大泉JCT～高谷JCT）、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道（あきる野IC～大栄JCT、松尾横芝IC～木更津JCT）、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、京葉道路、千葉東金道路、東水戸道路、富津館山道路、東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道

2) 建設中路線

東京外環自動車道（東名JCT（仮称）～大泉JCT）、横浜環状南線（釜利谷JCT～戸塚IC（仮称））、首都圏中央連絡自動車道（大栄JCT～松尾横芝IC）、横浜湘南道路（栄JCT（仮称）～藤沢IC）、東関東自動車道（潮来IC～鉾田IC）、東埼玉道路（草加八潮IC・JCT（仮称）～浦和野田線IC（仮称））

(3) 期間 契約保証取得の日の翌日から令和9年10月31日まで

1-2 適用する共通仕様書等

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。

1-3 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

(30)「気象予報士」とは、気象業務法に定める資格をいう。

1-4 管理技術者

1-4-1 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件については、共通仕様書1-7-1「管理技術者の資格要件」によらず次のとおりとする。

(1) 管理技術者は、受注者に所属し、気象予報士を有する者（資格取得後5年以上の実務経験を有すること。）で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

1-5 担当技術者

共通仕様書1-10「担当技術者」に次を追加する。

(4) 設置する担当技術者は、気象予報士を有する者（資格取得後3年以上の実務経験を有するこ

と。) でなければならない。

- (5) 受注者は、設置する担当技術者の氏名その他必要な事項を記載した担当技術者届（様式第1号）を監督員に提出しなければならない。

1-6 完了検査

1-6-1 調査等完了届提出の要件

調査等完了届提出の要件については、共通仕様書1-32-2「調査等完了届提出の要件」によらず次のとおりとする。

受注者は、調査等完了届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 業務内容確認検査に合格していること。
- (2) 報告書（紙及び電子データ）の作成が完了していること。
- (3) 契約変更を行う必要が生じた調査等においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
ただし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用及び損害額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約期間に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。

1-7 一部完了検査

1-7-1 調査等一部完了届提出の要件

調査等一部完了届提出の要件については、共通仕様書1-33-2「調査等一部完了届提出の要件」によらず次のとおりとする。

受注者は、調査等一部完了届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 業務内容確認検査に合格していること。
- (2) 指定部分の成果品の作成が完了していること。
- (3) 契約変更を行う必要が生じた調査等においては、部分引渡しに伴う変更契約を発注者と締結していること。ただし、契約書第25条に基づき請負代金額の変更、増加費用及び損害額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で引き渡し時期に達した場合は、その部分を除く変更契約書が準備されていること。

1-8 部分引渡しの指定部分

契約書第37条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、次表のとおりとし、表に示す引渡し時期までに受渡しを完了するものとする。

指定部分		引渡し時期	摘要
オンライン気象情報提供	6ヶ月	令和7年4月30日	引渡しの対象 令和6年10月1日～ 令和7年3月31日
携帯電話による気象情報提供	6ヶ月		
気象予測	6ヶ月		
ホームページ気象予測情報提供	6ヶ月		
報告書作成A	1式		
報告書印刷製本費A	1式		
オンライン気象情報提供	12ヶ月	令和8年4月30日	引渡しの対象 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
携帯電話による気象情報提供	12ヶ月		
気象予測	12ヶ月		
ホームページ気象予測情報提供	6ヶ月		
報告書作成B	1式		

報告書印刷製本費B	1 式		
指定部分		引渡し時期	摘 要
オンライン気象情報提供	12ヶ月	令和9年4月30日	引渡しの対象 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
携帯電話による気象情報提供	12ヶ月		
気象予測	12ヶ月		
ホームページ気象予測情報提供	6ヶ月		
報告書作成C	1 式		
報告書印刷製本費C	1 式		

1-9 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

報告書	部数	備考
報告書（白焼製本・A4判）	4部	一部完了及び完了時に1部ずつ
報告書（電子データ）	8部	一部完了及び完了時に2部ずつ

- ※1 本仕様書2-2-1に示す1)～6)の取りまとめ項目のうち、3)対象期間中のNEXCO観測・地点別データの月・日集計及び5分毎データの取りまとめについては、紙によらず、電子データ（CD等）とし、一部完了及び完了時に報告書末巻等に2部ずつ付属するものとする。
- ※2 報告書（電子データ）とは、白焼製本・A4判で作成した紙の部分について電子データ化を行うものとし、調査等業務の電子納品要領によらず電子化を行うものとする。
- ※3 本業務においては、共通仕様書1-45-3「電子納品」に規定する電子納品による成果品の作成は行わないものとする。

1-10 その他事項

- (1) 本契約に基づき受注者より提供されるサービスは、気象学的解析に基づく情報の提供に限定され、また予報としての性格上、不可知の要素を含んでいるため、自然の力や不可抗力により引き起こされたいかなる損害に対しても、受注者は、その責を負わないものとする。
- (2) 提供情報の利用は、発注者の責任において行われるものとし、提供情報に基づいて遂行された活動において発生した、いかなる人的損傷、死亡、所有物の損失、損害等について、受注者の故意又は重大な過失による場合を除き、受注者は、その責を負わないものとする。
- (3) 受注者以外の者が無断で本サービス又は本サービスに付帯するデータ内容を変更した場合、受注者は、これにより生じる結果について、いかなる責も負わないものとする。
- (4) 本サービスの使用とその管理は、発注者の責任とし、発注者の使用上の過誤あるいは第三者による不正使用等について、受注者は、いかなる責も負わないものとする。
- (5) 本サービスの提供が天災地変等の不可抗力又は受注者の責に帰すことのできない事由により履行不能となった場合、受注者は、いかなる責も負わないものとする。
- (6) 本契約に基づき受注者より提供される気象予測情報について、災害等が発生する恐れがある等発注者が必要な場合において、発注者は、道路管理上必要な特定の関係者に気象予測情報を提供し、利用させることができる。ただし、受注者は、これにより生じる結果について、いかなる責も負わないものとする。
- (7) 大規模災害が想定される場合、受注者は、必要に応じて技術者等の現地派遣等の柔軟な対応を行い、発注者の防災体制を支援するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 気象予測

2-1-1 気象予測

受注者は、管理技術者又は担当技術者を常駐させ、次に定める予測区間及び予測期間について気象予測情報を提供する。なお、気象予測は、気象庁発表の気象資料、NEXCOの気象観測データ（別表-1）、受注者独自の気象予測システム等を活用して解析した後、総合的な検討を行い、適切な道路の維持管理及び建設に資するための気象予測情報の提供を行うものとする。

また、気象予測の不確実性が高い段階においては、予測の幅を併記する等して、発注者が防災対応を判断するための着眼点を明確化した資料を提供するものとする。

(1) 予測区間、予測期間及び通行止め等基準値

予測区間及び予測期間は、別表-2のとおりとし、通行止め等基準値については、契約締結後に監督員から通知する。なお、本業務期間中に通行止め等基準値のみを見直す場合があるが、これに伴う費用は、関連する項目に含まれるものとする。

(2) 定時予測情報の提供

① 提供時刻

【雪氷期】

- ・第1回目 6時00分 予測時間帯（6時00分～3日後6時00分）
- ・第2回目 10時00分 予測時間帯（10時00分～3日後10時00分）
- ・第3回目 16時00分 予測時間帯（16時00分～3日後16時00分）
- ・第4回目 22時00分 予測時間帯（22時00分～3日後22時00分）

【暖候期】

- ・第1回目 6時00分 予測時間帯（6時00分～3日後6時00分）
- ・第2回目 16時00分 予測時間帯（16時00分～3日後16時00分）

② 提供内容

【雪氷期】

提供内容は、予測区間毎の天気、降水量、降雪量、気温、路温、霧、路面状態、風向・風速及び気象概況とする。対象時間は提供時刻から72時間後までとする。ただし、霧については、36時間後までとする。なお、情報提供様式は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

【暖候期】

提供内容は、予測区間毎の天気、降水量（時間及び連続）、霧、風向・風速及び気象概況とする。対象時間は提供時刻から72時間後までとする。ただし、霧については、36時間後までとする。なお、情報提供様式は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(3) 臨時予測情報の提供

① 提供条件

次の場合において、受注者は、定時予測情報と同一様式で臨時予測情報を提供するものとする。また、監督員の要請に関わらず、防災対策の支援情報として臨機に適切な気象状況の説明資料を提供のうえ、発注者の防災対策の実施を積極的に支援するものとする。なお、これに伴う費用は、気象予測に含まれるものとする。

- 1) 支社及び支社管内の管理事務所（以下「管理事務所」という。）の防災体制基準を超過する変化が生じると認められた場合
- 2) 支社及び管理事務所から要請があった場合
- 3) 定時予測発表後に気象の急変が予測される場合（観測データによる実測値確認を含む。）

- 4) 受注者独自の観測、解析等により、天候にかかわらず路面凍結が予測される場合
- 5) 支社管内の広範囲に通行止めを伴う降雨又は強風が予測される場合
※7 2時間前を目安に必要な都度事前情報提供をするものとする。予測内容は、本仕様書2-1-1(2)②の提供内容と同様とするが、必要に応じて適切な説明資料で情報提供するものとする。
- 6) 関東地方平野部、沿岸部等に降雪予測があり、高速道路の路面に積雪が予測される場合
※7 2時間前を目安に必要な都度事前情報提供をするものとし、降雪後の凍結リスクや予防的通行止め目安値又は広報目安値の超過可能性についても情報提供するものとする。予測内容は、本仕様書2-1-1(2)②の提供内容と同様とするが、必要に応じて適切な説明資料で情報提供するものとする。
- 7) 隣接する支社等への応援派遣や国道との連携強化が必要な場合
※本仕様書2-1-1(1)の予測区間及び予測期間にかかわらず、必要に応じて、適切な説明資料で隣接するNEXCOの支社の管理する道路、他の高速道路管理者の管理する道路、並行する国道等の気象状況について情報提供するものとする。

(4) 週間予測情報の提供

① 提供時刻

雪氷期・暖候期ともに 12時00分とする。

② 提供内容

【雪氷期】

提供内容は、予測区間毎の天気、降水量、降雪量、気温、風速及び気象概況とし、日中及び夜間の半日単位で予測するものとする。なお、対象期間は、提供日から向こう7日間とし、日中とは、9時00分～16時59分、夜間とは、17時00分～翌8時59分を指すものとする。

【暖候期】

提供内容は、予測区間毎の天気、降水量、風速及び気象概況とし、日中及び夜間の半日単位で予測するものとする。なお、対象期間は、提供日から向こう7日間とし、日中とは、9時00分～16時59分、夜間とは、17時00分～翌8時59分を指すものとする。

(5) 工事のための臨時予測情報

受注者は、監督員の指示に基づき、支社管内における高速道路等の集中工事や通行止めを伴う工事が実施される場合、気象予測情報を発注者に提供するものとする。なお、提供時刻、内容等はその都度、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(6) 年末年始の臨時予測情報

受注者は、監督員の指示に基づき、年末年始における長期間の気象予測情報を発注者に提供するものとする。なお、提供時刻、対象期間等はその都度、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(7) 無降水凍結予測

受注者は、路面状態の予測において、独自の気象センサー（気温、路温及び湿度を観測）の設置、独自の観測車両による観測及び発注者への観測車両の貸与により、無降水凍結の予測を行うものとする。なお、新那珂川大橋、つくば高架橋、利根川橋、鋸南富山及び鬼怒川橋に設置する独自の気象センサーの設置・維持管理に伴う費用は、関連する項目に含まれるものとする。また観測車両の貸与期間等については、監督員との協議のうえ決定するものとする。

(8) 出控え広報資料作成支援

受注者は、気象予測（降雨、風、雪等）と通行止め等基準値を用いて、時間別の通行止め区間

を自動的に着色した路線図をMicrosoft Excel形式でダウンロードできる機能を提供するものとする。

(9) 気象説明会

受注者は、監督員の指示に基づき、雪氷期及び暖候期にあたり、支社及び各管理事務所において、気象特性等の周知を図るための気象説明会を実施するものとする。なお、実施時期、周知方法等はその都度、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(10) 道路気象講座

受注者は、監督員の指示に基づき、支社及び管理事務所の社員等が気象に関する知識を得ることや理解を深めることを目的として、Web形式の道路気象講座を実施するものとする。なお、実施時期、内容等はその都度、監督員と協議のうえ決定するものとする。

2-1-2 評価・検討

受注者は、自らが行った気象予測と実際の気象状況（雪氷期については、路面状態を含む。）を比較し、気象予測と実際の気象状況に乖離が発生した場合において、原因究明並びに予測モデルへの反映を行うとともに、予測精度を向上させるための対応策を検討のうえ監督員に報告するものとする。

また、受注者は、業務期間を通じて、各段階（準備・事前・時中）における予測精度向上及び予測と実況値が乖離した際の即時性のある気象予測修正のための技術改良や新技術の導入等に努めるものとする。

2-2 報告書作成

2-2-1 報告書作成

報告書作成とは、対象となる期間に次の項目内容を取りまとめ、その報告書を作成することをいう。

- 1) 対象期間中の気象経過
- 2) 道路気象予測及び結果の取りまとめ（予測精度について）
- 3) 対象期間中のNEXC観測・地点別データの月・日集計及び5分毎データの取りまとめ
- 4) 対象期間中の降雨、降雪等の気象要因による通行止発生時の気象状況と、受注者が行ったアフターフォローの事例解析
- 5) 技術提案内容に関する効果検証
- 6) 業務サービスに関する要望・充実化について

なお、対象期間中、監督員が上記内容に関して報告を指示した場合、受注者は、その内容について取りまとめ、監督員に提出するものとする。

2-2-2 対象期間

前項に規定する報告書作成の対象期間は、次表のとおりとする。

項目	対象期間	備考
報告書作成A	令和6年10月1日～令和7年3月31日	一部完了時
報告書作成B	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
報告書作成C	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
報告書作成D	令和9年4月1日～令和9年9月30日	完了時

なお、報告書作成Dについては、履行期間における総括を含むものとする。

2-3 打合せ

本業務における打合せの回数は、8回とする。打合せの検閲数量は一式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

2-4 オンライン気象情報提供

2-4-1 オンライン気象情報提供

オンライン気象情報提供とは、本仕様書2-1における気象庁発表の気象情報、NEXCOの気象観測データ、受注者独自の気象情報等を本仕様書2-4-3により設置する気象情報端末装置に適時提供すると同時にWebに提供することをいう。なお、提供区間は、別表-2のとおりとし、提供内容は、下表の項目を基本とする。

メニュー名	内 容	発表時刻 ・頻度	専用 端末	Web	Web	Web
				サイト	サイト	サイト
				PC	i P a d	モバイル
一般気象情報						
注意報・警報 (特別警報を含む。)	発表(発令)・解除時の 注意報・警戒情報 ※過去1週間の履歴表示 も可能とすること。	随時	○	○	○	○
地震情報	震度・震源等の情報	随時	○	○	○	○
南海トラフ地震 又は北海道・三 陸沖後発地震に 関連する情報	南海トラフ地震又は北海 道・三陸沖後発地震に関 連する情報	随時	○	○	○	○
津波情報	発表・解除時の警戒情報	随時	○	○	○	○
台風情報	実況・予想等の情報	随時	○	○	○	○
火山情報	噴火に関する警報等の情 報	随時	○	○	○	○
気象情報	大雨・暴風・大雪に関す る防災情報	随時	○	○	○	
NEXCO専用情報						
定時予測	各予測区間の降雨又は雪 氷予測	定時予測 提供時	○	○	○	○
臨時予測	各予測区間の降雨又は雪 氷予測	臨時予測 提供時	○	○	○	○
週間予測	各予測区間の向こう7日 間の降雨又は雪氷予測	週間予測 提供時	○	○	○	○
注意報・警報 (特別警報を含む。)	管理事務所毎の注意報・ 警報の表示 ※履歴一覧表示も可能と すること。	随時	○	○	○	○
支社管内降雪/ 降雨予測図	定時予測発表時の降 雪、降雨量を支社管内 一覧にて表示	2回/日 (6時及び 16時)	○	○	○	

降雨監視図	降雨状況と時間雨量、連続雨量予測の組み合わせ降雨予測を表示	随時	○	○	○	
雨雪分布図	雨雪解析実況及び1～6時間先予測	毎正時	○	○	○	
上空の寒気	上空の寒気実況分布	毎正時	○	○	○	
上空の風向・風速	上空の風向・風速実況分布図	毎正時	○	○	○	
火山灰飛散予測	火山灰の飛散予測図	随時	○	○	○	
NEXCOの観測データ	NEXCOの観測データに関する日表・月表の表示及びCSVダウンロード機能（管理事務所毎及び支社一括）	随時	○	○		
高速道路本線及び平行する国道の走行状況	当該地点の気象状況と車速の関係からスタック発生の可能性を表示	随時	○	○	○	
東京湾アクアライン強風予兆	東京湾アクアラインにおいて走行に影響を与える強風の立ち上がりの予兆と継続性を表示	随時	○	○	○	

※提供期間は別途協議するものとする。

- (1) オンライン気象情報提供は、気象情報端末装置のほか、Web（PC、iPad及びモバイルサイト）で閲覧できるものとし、モバイルサイトは、スマートフォン版を作成するものとする。
- (2) 注意報・警報は、路線及び管理事務所別に一次・二次細分区域と市区町村別に分類し、表形式により提供するものとし、発表時間の表示、過去1週間分の履歴も合わせて表示するものとする。
- (3) 南海トラフ地震又は北海道・三陸沖後発地震に関連する情報が発令された場合、その旨を監督員又は支社道路管制センターに電話連絡するものとする。
- (4) オンライン気象情報提供は、システム構成概略図に基づくサーバー稼働状況を確認するものとする。
- (5) オンライン気象情報提供は、それぞれの端末特性を踏まえた情報提供をするものとする。
- (6) 台風、南岸低気圧等により大規模な通行止めが予測される場合は、必要に応じて事前に気象の動画コンテンツによる解説を提供する。
- (7) 定時予測発表後、気象が急変し体制に影響を与える気象予兆が発現した段階において、携帯電話等に必要な情報を配信するものとする。

2-4-2 NEXCOの観測データ収集

受注者は、NEXCOの気象中央局からオンラインシステムを介して、高速道路本線、インターチェンジ、ジャンクション等に設置している気象観測設備で観測された5分毎の全観測データを逐次収集する。なお、観測データの配信に係る仕様等は、監督員から別途指示する。

2-4-3 気象情報端末装置

(1) 受注者は、専用の気象情報装置（以下「端末」という。）を次の場所に設置する。

組織	部署等
支社	管理事業部（大宮社屋）、道路管制センター（岩槻社屋）
管理事務所	三郷管理事務所、谷和原管理事務所、水戸管理事務所、加須管理事務所、宇都宮管理事務所、千葉管理事務所、市原管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所、京浜管理事務所、所沢管理事務所、高崎管理事務所、長野管理事務所

(2) 端末は、次の機能等を有するものとする。

- 1) 注意報・警報及び地震情報のうち、気象庁の定める細分区域について、アラーム通知（ブザー、音声、自動印刷等）が可能なものとする。なお、アラーム通知は、端末から離れた場所でも認識できるよう発光灯を設置するものとする。
- 2) 印刷機能を付加するものとし、プリンタ等に使用する消耗品（印刷用紙を除く。）については、受注者の負担で交換するものとする。
- 3) データの自動保存機能を付加するものとし、定時・臨時・週間予測についてPDF形式で端末上に保存するものとする。
- 4) 気象庁の発表する緊急地震速報を受信したのち、受注者のプログラムを利用し、発注者が定めた設定条件により、インターネットを通じて緊急地震速報データを配信するものとする。
- 5) Microsoft TeamsによるWeb会議が可能なものとする。

2-4-4 障害時対応

受注者は、機器や通信回線等の障害時対応について発注者と連絡を密にして、速やかに復旧を行うよう努めるものとする。なお、障害が復旧するまでの間、受注者が発注者に提供する気象予測情報は、FAX等により提供を行うものとする。

2-4-5 SNS等による広報支援

受注者は、必要に応じて受注者が管理しているYouTubeや個人向けアプリケーションにより、安全運転を促す情報等を高速道路利用者に提供するものとする。

2-4-6 提供期間

オンラインによる気象情報の提供期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。検測の単位は「月」とする。

2-5 携帯電話による気象情報提供

2-5-1 携帯電話による気象情報提供

(1) 情報内容及び提供区間

受注者は、気象に関する警報・注意報（特別警報含む。）、地震、津波等の情報が気象庁から発表・発令された場合又は気象予測を提供した場合は、NEXCO関係者（NEXCO社員、関連会社社員等をいう。以下同じ。）に携帯電話のメール配信により次の内容の情報提供を行うものとする。

情報内容	提供区間
1) 気象警報・注意報 2) 地震津波情報（震度4以上の地震情報及び津波情報） 3) 火山情報 4) 南海トラフ地震又は北海道・三陸沖後発地震に関連する情報 5) 定時予測 6) 臨時予測 7) 局所的短時間強雨	1-1-2 業務範囲による
8) 記録的短時間大雨情報	別表-3のとおり
9) 貯水槽満水リスク情報	半地下構造区間

なお、「局所的短時間強雨」は、5分雨量実況値や解析雨量を活用し、閾値を超える短時間雨量を観測又は解析した場合及び予測した場合にメール配信を行うものとし、適用区間及び閾値の設定については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

また、「貯水槽満水リスク情報」の提供区間は、契約締結後に監督員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 情報提供方法

受注者は、気象庁等より入手した気象警報、地震津波情報等を受注者が保有するデータ処理装置を介し、NEXCO関係者の携帯電話等にメールにて配信するものとする。なお、メール配信による気象情報提供は、システム構成概略図に基づくサーバー稼働状況を確認するものとし、上記に係るデータ処理装置及びインターネット接続機器の設備や保守に要する費用は、内訳明細書の単価に含むものとする。

(3) 提供期間

メール配信による気象情報提供期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。検測の単位は「月」とする。

2-5-2 提供期間

メール配信による気象情報提供期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

2-6 ホームページ気象予測情報提供

2-6-1 ホームページ気象予測情報提供

ホームページによる気象予測情報提供とは、NEXCOが運営するホームページ上で、気象予測情報を閲覧できるよう予測情報を提供するシステムの運用を行うものをいう。

2-6-2 情報提供期間

情報提供期間	摘要
令和6年11月1日～令和7年4月30日	
令和7年11月1日～令和8年4月30日	
令和8年11月1日～令和9年4月30日	

2-6-3 情報内容

情報内容	摘要
区間別短期予測（天気、降雪量、気温、風向・風速及び路面状況） 2回／日（6時及び16時。ただし、臨時予測は、随時提供するものとする。）	
NEXCOが提供する気象観測局の気象観測データ（気温、路温及び風向・風速）	5分間隔

2-6-4 情報伝達経路

情報伝達経路は、NEXCOが運営するホームページ用に作成された気象情報データをデータ蓄積装置に登録し、ホームページからのリンクにより検索・閲覧できるものとする。

セキュリティは、受注者が構築するものとし、対策内容については、発注者が貸与する「東日本高速道路株式会社情報セキュリティ対策実施手順（共通編）」によるものとする。

2-7 ホームページテロップ情報提供

2-7-1 ホームページテロップ情報提供

ホームページテロップ情報提供とは、NEXCOが運営するホームページ上で、気象概況をテロップにて表示するための情報データ配信をいう。

2-7-2 情報提供期間

情報提供期間	摘要
令和6年11月1日～令和7年4月30日 令和7年11月1日～令和8年4月30日 令和8年11月1日～令和9年4月30日	検測の単位は「月」とする。

2-7-3 情報内容

情報内容	摘要
NEXCOホームページ向けの気象概況（80字以内） 4回／日（6時、10時、16時及び22時。ただし、臨時予測は、随時提供するものとする。）	

2-7-4 情報伝達経路

ホームページテロップ情報提供の情報伝達経路は、NEXCOが運営するホームページ用に作成された気象情報データをデータ蓄積装置に登録し、ホームページからのリンクにより検索・閲覧できるものとする。

セキュリティは受注者が構築するものとし、対策内容については、発注者が貸与する「東日本高速道路株式会社情報セキュリティ対策実施手順（共通編）」によるものとする。

2-8 報告書印刷製本費

2-8-1 報告書印刷製本費

報告書印刷製本費とは、本仕様書2-3報告書作成の印刷製本を行うものとする。

2-8-2 区分

報告書印刷製本費の区分は、次表のとおりとする。

項目	適用項目	摘要
報告書印刷製本費A	報告書作成A	一部完了時
報告書印刷製本費B	報告書作成B	
報告書印刷製本費C	報告書作成C	
報告書印刷製本費D	報告書作成D	完了時

2-9 補足事項

次に示す事項については、関連する業務を追加する可能性があるため、受注者は、監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

(1) 異常降雨時の通行規制の基準に係る事項

※当該基準は、「高速道路における安全・安心実施計画」（令和元年12月20日 東日本高速道路株式会社）で公表しているとおおり令和6年度までに新基準へ移行する予定である。

別表-1 気象観測データ

管理事務所	路線	観測局	気温	路温	風向風速	降水量	視程
加須	東北自動車道	元荒川	○	○	○	○	
		水深					○
		四谷					○
		渡良瀬	○	○	○	○	
	首都圏中央連絡自動車道	圏央利根川橋	○	○	○	○	○
		藤井高架橋	○	○	○	○	○
		圏央荒川橋	○	○	○	○	○
		桶川掘割T N					
宇都宮	東北自動車道	八幡沢	○	○	○	○	
		思川	○	○	○	○	
		上横倉	○	○	○	○	
		鬼怒川	○	○	○	○	○
		箒川	○	○	○	○	
		蛇尾川	○	○	○	○	
		黒川	○	○	○	○	○
	北関東自動車道	北関渡良瀬	○	○	○	○	○
		下野大橋	○	○	○	○	
		鬼怒川橋	○	○	○	○	○
三郷	東京外環自動車道	荒川橋	○	○	○	○	○
		三郷	○		○		
		新葛飾橋	○	○	○	○	○
		国分					
		菅野					
		京葉JCT					
		市川南					
谷和原	常磐自動車道	三郷T N	○	○	○	○	
		利根川	○	○	○	○	
		谷和原	○				
	首都圏中央連絡自動車道	恋瀬川	○	○	○	○	
		小貝川橋	○	○	○	○	○
		つくば高架橋	○	○	○	○	
		神崎高架橋	○	○	○	○	○
水戸	常磐自動車道	水戸I C	○				
		那珂川	○	○	○		
		久慈川	○	○	○		○
		宮田川	○	○	○	○	○
		関本	○	○	○	○	
	北関東自動車道	関根川高架	○	○	○	○	
		岩瀬T N東	○	○	○	○	
		宍戸城大橋	○	○	○	○	
東関東自動車道	新湊沼川橋	○	○	○	○		
東水戸道路	水戸大洗	○	○	○	○	○	
京葉道路	武石	○	○	○	○		
千葉	東関東自動車道	湾岸市川	○	○	○	○	○
		物井	○	○	○	○	○
		日吉倉	○	○	○	○	
		利根川橋	○	○	○	○	○
市原	千葉東	○	○	○	○		
	中野	○	○	○	○		
	館山自動車道	市原	○	○	○	○	
	大曾根	○	○	○	○		
首都圏中央連絡自動車道	本郷矢部	○	○	○	○		
	真名第三橋	○	○	○	○	○	
	湊川	○	○	○	○		
東京湾 アクアライン	東京湾アクアライン	橋梁部A			○		
		橋梁部B	○	○	○	○	
		橋梁部C			○		
		橋梁部D			○		
	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田	○		○		
		小櫃川第三橋	○	○	○		
首都圏中央連絡自動車道	養老川橋	○	○	○		○	
	小櫃川	○	○	○			
富津館山道路	富津金谷	○	○	○			
所沢	関越自動車道	大泉	○	○			
		所沢I C	○		○		
		入間川	○	○		○	
		高麗川	○	○	○	○	
		都幾川	○	○	○	○	
		嵐山	○	○	○	○	
		本庄児玉	○	○	○	○	
	首都圏中央連絡自動車道	多摩川橋	○	○	○	○	
		圏央入間川	○	○	○	○	

別表－1 気象観測データ

管理事務所	路線	観測局	気温	路温	風向風速	降水量	視程	
高崎	関越自動車道	神流川	○	○	○	○		
		高崎 I C	○	○	○	○		
		利根川橋	○	○	○	○		
		三原田					○	
		勝保沢	○	○	○	○		
		諏訪沢川橋					○	
		赤城 I C					○	
		沼尾川	○	○	○	○		
		赤城高原 S A	○	○	○	○		
		昭和 I C					○	
		片品川	○	○	○	○		
		大峰橋	○	○	○	○		
		水上	○	○	○	○		
		阿能川橋	○	○	○	○		
		土樽橋	○	○	○	○		
		湯沢 I C	○		○	○		
		湯沢橋	○	○	○	○	○	
		石打 T N	○	○	○	○		
		中之島橋	○	○	○	○	○	
		六日町 I C	○	○	○	○		
		大巻高架橋						
		大和 P A	○	○	○	○	○	
		小出 I C	○		○	○	○	
		堀之内 P A	○	○	○	○	○	
		魚野川橋	○	○	○	○		
		塩殿橋	○	○	○	○		
		小千谷 I C	○	○	○	○		
		北関東自動車道	広瀬川橋	○	○	○		
	上信越自動車道	天引川橋	○	○	○	○		
		富岡 I C	○	○	○			
		下仁田 I C	○	○	○	○		
	長野	長野自動車道	松井田妙義 I C	○	○	○	○	
			犀川橋	○	○	○		
小仁熊橋			○	○	○	○		
上信越自動車道		一本松 T N 北	○	○				
		千曲川橋	○	○	○			
		碓氷橋	○	○	○	○	○	
		鯨沢橋	○	○	○	○	○	
		碓氷軽井沢 I C	○	○	○	○	○	
		和美沢橋	○	○	○	○	○	
		荷倉沢橋	○	○	○	○	○	
		香坂川橋	○	○	○	○	○	
		佐久平 P A		○				
		佐久 I C	○	○	○			
		中沢川橋	○	○	○	○	○	
		佐久小諸 J C T		○				
		大石沢川橋	○	○	○	○		
		上田ローマン橋	○	○	○	○	○	
		入田橋	○	○	○	○		
		新神田川橋	○	○	○	○		
		保科川橋	○	○	○	○		
		小布施						
		篠井川橋	○	○	○			
		北千曲川橋						
		斑尾川橋	○	○	○			
		細谷川橋	○	○	○	○		
		大久保橋						
		れいめい橋	○	○	○	○	○	
太田切川橋	○	○	○	○	○			
新井高架橋	○	○	○	○	○			
儀明川橋	○	○	○	○	○			
京浜	第三京浜道路	玉川	○	○	○	○		
		港北	○	○	○			
	横浜新道	上矢部	○	○	○			
		横浜横須賀道路	○	○	○			
		別所	○	○	○			

別表-2 予測区間及び予測期間

区間番号	事務所名	対象路線	予測区間	予測期間	備考
1	加須	東北自動車道	川口JCT ~ 加須	(雪氷期) 令和6年12月1日~令和7年3月31日 令和7年12月1日~令和8年3月31日 令和8年12月1日~令和9年3月31日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間	
2	加須	東北自動車道	加須 ~ 佐野藤岡		
3	加須	首都圏中央連絡自動車道	川島 ~ 白岡轟蒲		
4	加須	首都圏中央連絡自動車道	白岡轟蒲 ~ 境古河		
5	加須	首都圏中央連絡自動車道	境古河 ~ 常総		
6	宇都宮	東北自動車道	佐野藤岡 ~ 栃木		
7	宇都宮	東北自動車道	栃木 ~ 宇都宮		
8	宇都宮	東北自動車道	宇都宮 ~ 西那須野塩原		
9	宇都宮	東北自動車道	西那須野塩原 ~ 那須		
10	宇都宮	東北自動車道	那須 ~ 白河		
11	宇都宮	北関東自動車道	太田朝生 ~ 岩舟JCT	(雪氷期) 令和6年11月15日~令和7年3月31日 令和7年11月15日~令和8年3月31日 令和8年11月15日~令和9年3月31日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間	
12	宇都宮	北関東自動車道	栃木都賀JCT ~ 宇都宮上三川		
13	宇都宮	北関東自動車道	宇都宮上三川 ~ 板川筑西		
14	三郷	東京外環自動車道	大泉JCT ~ 川口西		
15	三郷	東京外環自動車道	川口西 ~ 三郷南		
16	三郷	東京外環自動車道	三郷南 ~ 高谷JCT		
17	千葉	東関東自動車道	高谷JCT ~ 千葉北		
18	千葉	東関東自動車道	千葉北 ~ 佐倉		
19	千葉	東関東自動車道	佐倉 ~ 成田		
20	千葉	東関東自動車道	成田 ~ 新空港		
21	千葉	東関東自動車道	成田 ~ 潮来		
22	千葉	京葉道路	一之江 ~ 穴川	(雪氷期) 令和6年12月1日~令和8年3月31日 令和8年12月1日~令和9年3月31日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間	
23	市原	京葉道路	穴川 ~ 終点		
24	市原	館山自動車道	起点 ~ 木更津北		
25	市原	千葉東金道路	千葉東JCT ~ 東金		
26	市原	首都圏中央連絡自動車道	松尾横芝 ~ 東金		
27	市原	首都圏中央連絡自動車道	東金 ~ 茂原長南		
28	東京湾アクアライン	東京湾アクアライン	浮島 ~ 木更津金田		
29	東京湾アクアライン	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田 ~ 木更津JCT		
30	東京湾アクアライン	館山道	木更津北 ~ 君津		
31	東京湾アクアライン	館山道木更津南線	木更津南線 ~ 富津竹岡		
32	東京湾アクアライン	富津館山道路	富津竹岡 ~ 富津		
33	東京湾アクアライン	首都圏中央連絡自動車道	茂原長南 ~ 木更津東	(雪氷期) 令和6年12月1日~令和7年3月31日 令和7年12月1日~令和8年3月31日 令和8年12月1日~令和9年3月31日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間	
34	東京湾アクアライン	首都圏中央連絡自動車道	木更津東 ~ 木更津JCT		
35	谷和原	常磐自動車道	三郷 ~ 谷和原		
36	谷和原	常磐自動車道	谷和原 ~ 土浦北		
37	谷和原	常磐自動車道	土浦北 ~ 岩間		
38	谷和原	首都圏中央連絡自動車道	常総 ~ 稲敷		
39	谷和原	首都圏中央連絡自動車道	稲敷 ~ 神崎		
40	水戸	常磐自動車道	岩間 ~ 日立南太田		
41	水戸	常磐自動車道	日立南太田 ~ 日立北		
42	水戸	常磐自動車道	日立北 ~ いわき勿来		
43	水戸	北関東自動車道	桜川筑西 ~ 友部	管理事務所	
44	水戸	北関東自動車道	友部 ~ 茨城町西		
45	水戸	北関東自動車道	茨城町西 ~ 茨城町東		
46	水戸	東関東自動車道	銚田 ~ 茨城町JCT		
47	水戸	北関東自動車道	茨城町東 ~ 水戸南		
48	水戸	東水戸道路	水戸南 ~ ひたちなか		
49	水戸	第三京浜道路	玉川 ~ 保土ヶ谷		
50	水戸	横浜新道	起点 ~ 終点		
51	水戸	横浜横須賀道路	狩場 ~ 朝比奈・並木		
52	水戸	横浜横須賀道路	朝比奈 ~ 馬場海岸		
53	所沢	関越自動車道	練馬 ~ 川越	(雪氷期) 令和6年11月15日~令和7年4月15日 令和7年11月15日~令和8年4月15日 令和8年11月15日~令和9年4月15日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間	
54	所沢	関越自動車道	川越 ~ 花園		
55	所沢	関越自動車道	花園 ~ 本庄児玉		
56	所沢	首都圏中央自動車道	あきる野 ~ 青梅		
57	所沢	首都圏中央自動車道	青梅 ~ 圏央鶴ヶ島		
58	所沢	首都圏中央自動車道	圏央鶴ヶ島 ~ 川島		
59	高崎	関越自動車道	本庄児玉 ~ 前橋		
60	高崎	関越自動車道	前橋 ~ 渋川伊香保		
61	高崎	関越自動車道	渋川伊香保 ~ 昭和		
62	高崎	関越自動車道	昭和 ~ 月夜野		
63	高崎	関越自動車道	月夜野 ~ 水上	当該区間の気象予報は、雪氷期のみ行うものとする。	
64	高崎	関越自動車道	水上 ~ 谷川岳PA		
65	高崎	関越自動車道	谷川岳PA ~ 湯沢		
66	高崎	関越自動車道	湯沢 ~ 塩沢石打		
67	高崎	関越自動車道	塩沢石打 ~ 六日町		
68	高崎	関越自動車道	六日町 ~ 小出		
69	高崎	関越自動車道	小出 ~ 越後川口		
70	高崎	関越自動車道	越後川口 ~ 小千谷		
71	高崎	関越自動車道	小千谷 ~ 長岡JCT		
72	高崎	関越自動車道	長岡JCT ~ 碓氷軽井沢		(雪氷期) 令和6年11月5日~令和7年4月30日 令和7年11月5日~令和8年4月30日 令和8年11月5日~令和9年4月30日 (観候期) 令和6年10月1日~令和9年9月30日の間で雪氷期を除く期間
73	長野	上信越自動車道	碓氷軽井沢 ~ 佐久		
74	長野	上信越自動車道	佐久 ~ 東部湯の丸		
75	長野	中部横断自動車道	佐久小諸JCT ~ 小諸御影TB		
76	長野	上信越自動車道	東部湯の丸 ~ 坂城		
77	長野	上信越自動車道	坂城 ~ 長野		
78	長野	上信越自動車道	長野 ~ 須坂長野東		
79	長野	上信越自動車道	須坂長野東 ~ 信州中野		
80	長野	上信越自動車道	信州中野 ~ 豊田飯山		
81	長野	上信越自動車道	豊田飯山 ~ 信濃町		
82	長野	上信越自動車道	信濃町 ~ 麻績	(雪氷期) 令和6年11月5日~令和7年4月30日 令和7年11月5日~令和8年4月30日 令和8年11月5日~令和9年4月30日 (観候期) 当該区間の気象予報は、雪氷期のみ行うものとする。	
83	長野	上信越自動車道	麻績 ~ 更埴JCT		
84	長野	上信越自動車道	更埴JCT ~ 妙高高原		
85	長野	上信越自動車道	妙高高原 ~ 中郷		
86	長野	上信越自動車道	中郷 ~ 新井PA		
87	長野	上信越自動車道	新井PA ~ 上越JCT		

別表一 3 記録的短時間大雨情報配信設定

事務所名	対象都道府県										
	長野県	群馬県	栃木県	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県	千葉県	新潟県	福島県	
長野	○	○							○		
高崎		○			○				○		
水戸				○						○	
宇都宮		○	○	○						○	
谷和原				○	○			○			
加須		○	○	○	○						
三郷					○	○		○			
所沢					○	○					
千葉				○		○		○			
市原								○			
東京湾アクアライン							○	○			
京浜						○	○				
横浜							○				
さいたま				○	○						
千葉								○			
つくば				○				○			
東京外環						○					
長野	○	○									
管制センター (岩槻)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支社 (大宮)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

管理事務所

工事事務所

支社